資料4

食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について
部会報告書の概要

〇令和８年９月 16 日開催部会

・農薬 スルホキサフロル

・農薬 フェンメゾジチアズ

・農薬 メフェントリフルコナゾール

スルホキサフロル（Sulfoxaflor）

<table>
<tr><td>審議の対象</td><td>農薬の食品中の残留基準の設定</td></tr>
<tr><td>経緯</td><td>農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：パイナップル及びいちじく）を受け、残留基準を設定するもの。
令和8年9月16日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。</td></tr>
<tr><td>用途</td><td>農薬／殺虫剤</td></tr>
<tr><td>我が国の登録状況</td><td>農薬：水稲、小麦等を対象作物に登録されている。</td></tr>
<tr><td>諸外国の状況</td><td>FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2011年にADI及びARfDが設定されている。国際基準は米、小麦等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において麦類、仁果類等に、カナダにおいて葉菜類、ぶどう等に、EUにおいて小麦、大豆等に、豪州において穀類、大豆等に、ニュージーランドにおいて小麦、ばれいしょ等に基準値が設定されている。</td></tr>
<tr><td>基準値案</td><td>別紙1のとおり。
残留の規制対象物質：スルホキサフロルとする。</td></tr>
<tr><td>食品安全委員会における食品健康影響評価結果</td><td>ADI（許容一日摂取量）：0.042 mg/kg体重/日
ARfD（急性参照用量）：0.25 mg/kg体重</td></tr>
<tr><td>暴露評価</td><td>暴露評価対象物質：スルホキサフロルとする。
① 長期暴露評価
長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。
<table>
<tr><th></th><th>EDI／ADI(%)注）</th></tr>
<tr><td>国民全体（1歳以上）</td><td>18.6</td></tr>
<tr><td>幼小児（1～6歳）</td><td>38.5</td></tr>
<tr><td>妊婦</td><td>17.5</td></tr>
<tr><td>高齢者（65歳以上）</td><td>21.0</td></tr>
</table>
注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。
推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量

② 短期暴露評価
各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出注）したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。
注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</td></tr>
</table>

答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。

農薬名　スルホキサフロル

（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
米（玄米をいう。）	2	2	○	1.5			
小麦	0.4	0.4	○	0.2			0.02～0.19(n=6)
大麦	0.6	0.6		0.6			
とうもろこし	0.01	0.01	○	0.01			
その他の穀類	0.2	0.2		0.2			
大豆	1	1	○	0.3			0.22～0.56(n=6)
小豆類	0.3	0.3	○	0.3			
そら豆	0.2	0.2			0.20	米国	【0.022～0.104(#)(n=6)（米国いんげん）】
ばれいしょ	0.05	0.05	○	0.03	0.05	米国	【0.009～0.030(#)(n=12)（米国にんじん）】
さといも類（やつがしらを含む。）	0.03	0.03		0.03			
かんしょ	0.05	0.05		0.03	0.05	米国	【ばれいしょ参照】
やまいも（長いもをいう。）	0.05	0.05	○	0.03	0.05	米国	【ばれいしょ参照】
こんにゃくいも	0.03	0.03		0.03			
その他のいも類	0.03	0.03		0.03			
てんさい	0.05	0.05	○	0.03	0.05	米国	【ばれいしょ参照】
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2	0.2	○	0.03			0.01,0.05(¥)
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10	10	○	6			0.84,4.86(¥)
かぶ類の根	0.05	0.05		0.03	0.05	米国	【ばれいしょ参照】
かぶ類の葉	6	6		6			
西洋わさび	0.03	0.03		0.03			
クレソン	6	6		6			
はくさい	6	6	○	6			
キャベツ	2	2	○	0.4	2	米国	【<0.01～1.58(#)(n=15)（米国ブロッコリー）】
芽キャベツ	2	2			2	米国	【キャベツ参照】
ケール	6	6	○	6			
こまつな	6	6	○	6			
きょうな	6	6	○	6			
チンゲンサイ	6	6	○	6			1.06,2.17,2.55
カリフラワー	0.08	0.08		0.04	0.08	米国	【<0.01～0.055(#)(n=10)(米国カリフラワー)】
ブロッコリー	3	3	○	3			
その他のあぶらな科野菜	6	6	○	6			
ごぼう	0.03	0.03	○	0.03			
サルシフィー	0.03	0.03		0.03			
アーティチョーク	0.9	0.9		0.9			
チコリ	6	6		6			
エンダイブ	6	6		6			
しゅんぎく	6	6		6			
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	10	10	○	6			2.28,3.88(サラダ菜)、3.51,3.98(リーフレタス)
その他のきく科野菜	6	6	○	6			
たまねぎ	0.01	0.01		0.01			
ねぎ（リーキを含む。）	0.9	0.9	○	0.7			0.04～0.43(n=6)（根深ねぎ、葉ねぎ）
にんにく	0.01	0.01		0.01			
アスパラガス	0.01	0.01		0.01			
その他のゆり科野菜	6	6		6			
にんじん	0.05	0.05		0.05			
パースニップ	0.03	0.03		0.03			
パセリ	6	6			6	米国	【0.041～2.85(#)(n=8)（米国ほうれんそう）】
セロリ	2	2		1.5			
みつば	6	6		6			
その他のせり科野菜	0.03	0.03		0.03			

農薬名　スルホキサフロル

（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
トマト	2	2	○	1.5			0.33,0.94(¥)(ミニトマト)
ピーマン	2	2	○	1.5			
なす	2	2	○	1.5			
その他のなす科野菜	2	2		1.5			
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○	0.5			0.25,0.28(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5		0.5			
しろうり	0.5	0.5		0.5			
すいか(果皮を含む。)	0.5	0.5	○	0.5			
メロン類果実(果皮を含む。)	0.6	0.6	○	0.5			0.12～0.24(n=5)
まくわうり(果皮を含む。)	0.5	0.5		0.5			
その他のうり科野菜	0.5	0.5		0.5			
ほうれんそう	20	20	○	6			3.86～7.72(n=6)
オクラ	2	2		1.5			
未成熟えんどう	4	4					【0.029～1.938(#)(n=6)(米国Green bean (whole pod))】※1
未成熟いんげん	4	4			4.0	米国	【未成熟えんどう参照】
えだまめ	3	3	○				0.06,0.38,1.04
その他の野菜	6	6	○	6			
みかん(外果皮を含む。)	2	2	○	0.8			0.49,0.93(¥)
なつみかんの果実全体	2	2	○	0.15			0.62,0.89(¥)
レモン	2	2	○	0.4			0.38(かぼす),0.56(すだち)(¥)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○	0.8			(みかん(外果皮を含む。)参照)
グレープフルーツ	2	2	○	0.15			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2	2	○	0.4			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○	0.8			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	0.7	0.7	○	0.3			0.12,0.28(¥)
日本なし	1	1	○	0.3			0.48,0.49(¥)
西洋なし	1	1	○	0.3			(日本なし参照)
マルメロ	0.3	0.3		0.3			
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.3	0.3		0.3			
もも(果皮及び種子を含む。)	1	1	○	0.4			0.22～0.72(n=4)
ネクタリン	3	3	○	0.4	3	米国	【0.320～1.264(#)(n=14)(米国おうとう)】
あんず(アプリコットを含む。)	3	3	○	0.4	3	米国	【ネクタリン参照】
すもも(プルーンを含む。)	3	3	○	0.5	3	米国	【ネクタリン参照】
うめ	3	3	○	0.4			0.18,0.48,1.24
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○	1.5			1.10,1.58(¥)
いちご	4	4	○	0.5			0.92,1.08,1.96
ラズベリー	2	2		1.5			
ブラックベリー	2	2		1.5			
ブルーベリー	2	2		2			
クランベリー	2	2			2	米国	【0.155～1.265(n=11)(米国ブッシュベリー)】
ハックルベリー	2	2		2			
その他のベリー類果実	2	2		2			
ぶどう	4	4	○	2			0.99,1.19,1.41
かき	0.7	0.7	○	0.3			0.14～0.31(n=6)

農薬名　スルホキサフロル

（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
バナナ	0.5	0.5			0.5	台湾	【0.126,0.170,0.212(#)(台湾マンゴー)】※2
キウィー(果皮を含む。)	4	4	○				0.75,1.22,1.41
パパイヤ	0.5	0.5			0.5	台湾	【バナナ参照】
アボカド	0.5	0.5		0.15	0.5	台湾	【バナナ参照】
パイナップル	0.5	0.1	申				0.12,0.13(¥)
マンゴー	0.5	0.5	○	0.3	0.5	台湾	【バナナ参照】
その他の果実	3	2	○・申	1.5			1.22,1.26(¥)(いちじく)
ひまわりの種子	0.4	0.4		0.4			
べにばなの種子	0.4	0.4		0.4			
綿実	0.4	0.4		0.4			
なたね	0.4	0.4		0.15	0.40	米国	【0.009～0.215(#)(n=19)(米国なたね)】
ぎんなん	0.03	0.03		0.03			
くり	0.03	0.03		0.03			
ペカン	0.03	0.03		0.03			
アーモンド	0.03	0.03		0.03			
くるみ	0.03	0.03		0.03			
その他のナッツ類	0.03	0.03		0.03			
コーヒー豆	0.3	0.3		0.3			
カカオ豆	0.05	0.05			0.05	米国	【<0.01～0.024(n=6)(米国カカオ豆)】
その他のスパイス	10	10	○	2			3.10,3.38(¥)(みかん果皮)
その他のハーブ	15	15	○	6			8.44,8.78(¥)(しそ(葉))
牛の筋肉	0.4	0.4		0.4			
豚の筋肉	0.4	0.4		0.4			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.4	0.4		0.4			
牛の脂肪	0.2	0.2		0.2			
豚の脂肪	0.2	0.2		0.2			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2		0.2			
牛の肝臓	1	1		1			
豚の肝臓	1	1		1			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1	1		1			
牛の腎臓	1	1		1			
豚の腎臓	1	1		1			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1	1		1			
牛の食用部分	1	1		1			
豚の食用部分	1	1		1			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1	1		1			
乳	0.3	0.3		0.3			

農薬名　スルホキサフロル

（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
鶏の筋肉	0.7	0.7		0.7		
その他の家きんの筋肉	0.7	0.7		0.7		
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.03		推:0.049
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05		0.03		(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.3	0.3		0.3		
その他の家きんの肝臓	0.3	0.3		0.3		
鶏の腎臓	0.3	0.3		0.3		
その他の家きんの腎臓	0.3	0.3		0.3		
鶏の食用部分	0.3	0.3		0.3		
その他の家きんの食用部分	0.3	0.3		0.3		
鶏の卵	0.1	0.1		0.1		
その他の家きんの卵	0.1	0.1		0.1		
はちみつ	0.05	0.05				※3
精米				1		※4
とうがらし(乾燥させたもの)				15		※4
干しぶどう				6		※4

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推:推定される残留濃度

※1)未成熟えんどうは、米国基準は設定されていないが、米国Green bean (whole pod)の作物残留試験成績より基準値を設定している。

※2)バナナ、パパイヤ、アボカド及びマンゴーについては、台湾のマンゴーの残留試験成績を、プロポーショナリティ(proportionality)の原則に基づき処理量の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、マンゴーは台湾の24.0% SCにおける3600倍散布を基に換算した。

※3)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※4)加工食品である「精米」「とうがらし(乾燥させたもの)」及び「干しぶどう」について国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。なお、本物質について、JMPRは、精米、とうがらし(乾燥させたもの)及び干しぶどうの加工係数をそれぞれ0.7、10及び3.5と算出している。

答申（案）　　（別紙2）

スルホキサフロルについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

スルホキサフロル

今回残留基準を設定する「スルホキサフロル」の規制対象は、スルホキサフロルとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	2
小麦	0.4
大麦	0.6
とうもろこし	0.01
その他の穀類[注1)]	0.2
大豆	1
小豆類[注2)]	0.3
そら豆	0.2
ばれいしょ	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.03
かんしょ	0.05
やまいも（長いもをいう。）	0.05
こんにゃくいも	0.03
その他のいも類[注3)]	0.03
てんさい	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10
かぶ類の根	0.05
かぶ類の葉	6
西洋わさび	0.03
クレソン	6
はくさい	6
キャベツ	2
芽キャベツ	2
ケール	6
こまつな	6
きょうな	6
チンゲンサイ	6
カリフラワー	0.08
ブロッコリー	3

食品名	残留基準値 ppm
その他のあぶらな科野菜[注4)]	6
ごぼう	0.03
サルシフィー	0.03
アーティチョーク	0.9
チコリ	6
エンダイブ	6
しゅんぎく	6
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	10
その他のきく科野菜[注5)]	6
たまねぎ	0.01
ねぎ（リーキを含む。）	0.9
にんにく	0.01
アスパラガス	0.01
その他のゆり科野菜[注6)]	6
にんじん	0.05
パースニップ	0.03
パセリ	6
セロリ	2
みつば	6
その他のせり科野菜[注7)]	0.03
トマト	2
ピーマン	2
なす	2
その他のなす科野菜[注8)]	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5
しろうり	0.5
すいか（果皮を含む。）	0.5
メロン類果実（果皮を含む。）	0.6
まくわうり（果皮を含む。）	0.5
その他のうり科野菜[注9)]	0.5
ほうれんそう	20
オクラ	2
未成熟えんどう	4
未成熟いんげん	4
えだまめ	3

食品名	残留基準値 ppm
その他の野菜[注10)]	6
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実[注11)]	2
りんご	0.7
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	0.3
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.3
もも（果皮及び種子を含む。）	1
ネクタリン	3
あんず（アプリコットを含む。）	3
すもも（プルーンを含む。）	3
うめ	3
おうとう（チェリーを含む。）	5
いちご	4
ラズベリー	2
ブラックベリー	2
ブルーベリー	2
クランベリー	2
ハックルベリー	2
その他のベリー類果実[注12)]	2
ぶどう	4
かき	0.7
バナナ	0.5
キウィー（果皮を含む。）	4
パパイヤ	0.5
アボカド	0.5
パイナップル	0.5
マンゴー	0.5
その他の果実[注13)]	3

食品名	残留基準値 ppm
ひまわりの種子	0.4
べにばなの種子	0.4
綿実	0.4
なたね	0.4
ぎんなん	0.03
くり	0.03
ペカン	0.03
アーモンド	0.03
くるみ	0.03
その他のナッツ類[注14)]	0.03
コーヒー豆	0.3
カカオ豆	0.05
その他のスパイス[注15)]	10
その他のハーブ[注16)]	15
牛の筋肉	0.4
豚の筋肉	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物[注17)]の筋肉	0.4
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	1
豚の肝臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1
牛の腎臓	1
豚の腎臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1
牛の食用部分[注18)]	1
豚の食用部分	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1
乳	0.3

食品名	残留基準値 ppm
鶏の筋肉 その他の家きん[注19)] の筋肉	0.7 0.7
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.05 0.05
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.3 0.3
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.3 0.3
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.3 0.3
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.1 0.1
はちみつ	0.05

注1）「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2）「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3）「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注4）「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注5）「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注6）「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注7）「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8）「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注9）「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注10）「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注11）「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注12）「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注13）「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注14）「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注15）「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注16）「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注17）「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注18）「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注19）「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

フェンメゾジチアズ（Fenmezoditiaz）

<table>
<tr><td>審議の対象</td><td>農薬の食品中の残留基準の設定</td></tr>
<tr><td>経緯</td><td>農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定の要請(新規:稲、稲（箱育苗））及び畜産物への基準値設定の要請を受け、残留基準を設定するもの。
令和8年9月16日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。</td></tr>
<tr><td>用途</td><td>農薬／殺虫剤</td></tr>
<tr><td>我が国の登録状況</td><td>農薬：登録されていない。</td></tr>
<tr><td>諸外国の状況</td><td>FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。
米国、カナダ、欧州連合（EU)、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値は設定されていない。</td></tr>
<tr><td>基準値案</td><td>別紙1のとおり。
残留の規制対象物質：フェンメゾジチアズとする。</td></tr>
<tr><td>食品安全委員会における食品健康影響評価結果</td><td>ADI（許容一日摂取量）：0.04 mg/kg体重/日
ARfD（急性参照用量）：0.1 mg/kg体重</td></tr>
<tr><td>暴露評価</td><td>暴露評価対象物質：フェンメゾジチアズとする。
① 長期暴露評価
長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。
<table>
<tr><th></th><th>EDI／ADI(%)注)</th></tr>
<tr><td>国民全体（1歳以上）</td><td>0.2</td></tr>
<tr><td>幼小児（1～6歳）</td><td>0.4</td></tr>
<tr><td>妊婦</td><td>0.1</td></tr>
<tr><td>高齢者（65歳以上）</td><td>0.1</td></tr>
</table>
注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。
推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量

② 短期暴露評価
各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出注) したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。
注）作物残留試験における中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</td></tr>
<tr><td>答申案</td><td>別紙2のとおり。
※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。</td></tr>
</table>

農薬名　フェンメゾジチアズ

（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
米（玄米をいう。）	0.03		申			<0.01～0.02 (n=8)
牛の筋肉	0.01		申			推:<0.01
豚の筋肉	0.01		申			推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01		申			（牛の筋肉参照）
牛の脂肪	0.01		申			推:<0.01
豚の脂肪	0.01		申			推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01		申			（牛の脂肪参照）
牛の肝臓	0.01		申			推:<0.01
豚の肝臓	0.01		申			推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01		申			（牛の肝臓参照）
牛の腎臓	0.03		申			推:0.0205
豚の腎臓	0.01		申			推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03		申			（牛の腎臓参照）
牛の食用部分	0.03		申			（牛の腎臓参照）
豚の食用部分	0.01		申			（豚の腎臓参照）
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03		申			（牛の腎臓参照）
乳	0.01		申			推:<0.01

太枠:本基準（暫定基準以外の基準）を見直した基準値
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
推:推定される残留濃度

答申（案）　（別紙2）

フェンメゾジチアズについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

フェンメゾジチアズ

今回残留基準を設定する「フェンメゾジチアズ」の規制対象は、フェンメゾジチアズとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.03
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物[注1)]の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.03
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03
牛の食用部分[注2)]	0.03
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03
乳	0.01

注1）「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2）「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

メフェントリフルコナゾール（Mefentrifluconazole）

<table>
<tr><td>審議の対象</td><td>農薬の食品中の残留基準の設定</td></tr>
<tr><td>経緯</td><td>農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：トマト、きゅうり等）及び「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づく残留基準の設定要請（その他の果実及びホップ）を受け、残留基準を設定するもの。
令和8年9月16日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。</td></tr>
<tr><td>用途</td><td>農薬／殺菌剤</td></tr>
<tr><td>我が国の登録状況</td><td>農薬：なす、りんご等を対象作物に登録されている。</td></tr>
<tr><td>諸外国の状況</td><td>FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2021年にADI及びARfDが設定されている。国際基準はレタス、小麦等に設定されている。
米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてさとうきび、たまねぎ等に、カナダにおいて大麦、りんご等に、EUにおいて小麦、ライ麦等に、豪州においてじゃがいも、ぶどう等に、ニュージーランドにおいて小麦、ぶどう等に基準値が設定されている。</td></tr>
<tr><td>基準値案</td><td>別紙1のとおり。
残留の規制対象物質：メフェントリフルコナゾールとする。</td></tr>
<tr><td>食品安全委員会における食品健康影響評価結果</td><td>ADI（許容一日摂取量）：0.035 mg/kg体重/日
ARfD（急性参照用量）：設定の必要なし</td></tr>
<tr><td>暴露評価</td><td>暴露評価対象物質：農産物にあっては、メフェントリフルコナゾールとし、はちみつを除く畜産物にあっては、メフェントリフルコナゾール（抱合体を含む。）及び代謝物F022【2-[4-(4-クロロフェノキシ)-2-(トリフルオロメチル)フェニル]プロパン-1,2-ジオール】（抱合体を含む。）とする。
① 長期暴露評価
長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。
<table>
<tr><th></th><th>EDI／ADI(%)注）</th></tr>
<tr><td>国民全体（1歳以上）</td><td>22.4</td></tr>
<tr><td>幼小児（1～6歳）</td><td>48.0</td></tr>
<tr><td>妊婦</td><td>22.3</td></tr>
<tr><td>高齢者（65歳以上）</td><td>25.2</td></tr>
</table>
注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。
推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量</td></tr>
<tr><td>答申案</td><td>別紙2のとおり。
※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。</td></tr>
</table>

農薬名　メフェントリフルコナゾール

（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
米（玄米をいう。）	2			1.5			
小麦	0.4	0.3		0.4			
大麦	4	4		3	4	米国	【<0.01～1.67(n=10)（米国大麦）、<0.01～1.17(n=9)（米国ソルガム）】
ライ麦	4	4		0.4	4	米国	【大麦参照】
とうもろこし	0.04	0.03		0.04			
そば	4	4			4	米国	【大麦参照】
その他の穀類	4	4		3	4	米国	【大麦参照】
大豆	0.4	0.4		0.4			
小豆類	2	2		1.5			
えんどう	0.2	0.2		0.15			
そら豆	0.2	0.2		0.07	0.15	米国	【<0.01～0.05(n=22)（米国いんげん類）、<0.01～0.09(n=26)（米国えんどう類）】
らっかせい	0.01	0.01		0.01			
その他の豆類	0.2	0.2		0.15			
ばれいしょ	0.05	0.04		0.05			
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05	0.04		0.05			
かんしょ	0.05	0.04		0.05			
やまいも（長いもをいう。）	0.05	0.04		0.05			
こんにゃくいも	0.05			0.05			
その他のいも類	0.05	0.04		0.05			
てんさい	0.6	0.6			0.6	米国	【0.02～0.58(n=13)(米国)】
さとうきび	2	2		1.5			
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.7	0.7		0.5	0.7	米国	【<0.01～0.24(#)(n=11)（米国にんじん）、<0.01～0.38(#)(n=7)（米国ラディッシュ(根)）】
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	20	20			20	米国	【0.37～8.0(#)(n=7)（米国ラディッシュ(葉)）、3.2～10(#)(n=5)（米国かぶ(葉)）】
かぶ類の根	0.7	0.7		0.5	0.7	米国	【だいこん類（ラディッシュを含む。）の根参照】
かぶ類の葉	20	20			20	米国	【だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉参照】
西洋わさび	0.7	0.7		0.5	0.7	米国	【だいこん類（ラディッシュを含む。）の根参照】
クレソン	30	30			30	米国	【2.2～7.2(n=8)（米国非結球レタス）、3.8～17(n=8)（米国ほうれんそう）、4.1～12(n=4)（米国マスタードグリーン）】
その他のあぶらな科野菜	30	30		0.5	30	米国	【クレソン参照】
ごぼう	0.7	0.7		0.5	0.7	米国	【だいこん類（ラディッシュを含む。）の根参照】
サルシフィー	0.7	0.7		0.5	0.7	米国	【だいこん類（ラディッシュを含む。）の根参照】
チコリ	20	20			20	米国	【だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉参照】
エンダイブ	30	30			30	米国	【クレソン参照】
しゅんぎく	30	30			30	米国	【クレソン参照】
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	30	30		5	30	米国	【クレソン参照】
その他のきく科野菜	30	30		0.5	30	米国	【クレソン参照】

農薬名　メフェントリフルコナゾール

（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
たまねぎ	0.2	0.2		0.2			
ねぎ(リーキを含む。)	4	4		4			
にんにく	0.2	0.2		0.2			
にら	4	4		4			
わけぎ	4	4		4			
その他のゆり科野菜	4	4		4			
にんじん	0.7	0.7		0.5	0.7	米国	【だいこん類(ラディッシュを含む。)の根参照】
パースニップ	0.7	0.7		0.5	0.7	米国	【だいこん類(ラディッシュを含む。)の根参照】
パセリ	30	30			30	米国	【クレソン参照】
その他のせり科野菜	30	30		0.5	30	米国	【クレソン参照】
トマト	1	0.9	申	0.7			0.218～0.554(n=6)(ミニトマト)、0.328(トマト)
ピーマン	2	0.9	申	1.5			0.394,0.480,0.897
なす	2	0.9	○	1.5			
その他のなす科野菜	4	0.9	申	1.5			1.32,1.85(ししとう)、1.04,1.06,1.28(甘長とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.4	0.2	申	0.15			0.050～0.210(n=6)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.2		0.5			
しろうり	0.5	0.5		0.5			
すいか(果皮を含む。)	0.5	0.5	○	0.5			
メロン類果実(果皮を含む。)	0.8	0.5	申	0.5			0.112,0.270,0.345
まくわうり(果皮を含む。)	0.5	0.5		0.5			
その他のうり科野菜	0.5	0.2		0.5			
ほうれんそう	30	30			30	米国	【クレソン参照】
オクラ	0.9	0.9			0.9	米国	【0.125,0.360,0.405(#)(米国チェリートマト)、0.0255～0.370(#)(n=16)(米国トマト)、0.044～0.729(#)(n=9)(米国ピーマン)、0.238,0.265,0.602(#)(米国とうがらし)】
しょうが	0.04	0.04			0.04	米国	【<0.01～0.04(n=19)(米国)ばれいしょ】
未成熟えんどう	0.2	0.2		0.15			
未成熟いんげん	0.2	0.2		0.05	0.15	米国	【そら豆参照】
えだまめ	0.2	0.2		0.05	0.15	米国	【そら豆参照】
その他の野菜	30	30		0.05	30	米国	【クレソン参照】
みかん(外果皮を含む。)	2	0.6		1.5			
なつみかんの果実全体	0.5	0.5		0.5			
レモン	2	1		1.5			
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	0.6		1			
グレープフルーツ	0.5	0.5		0.5			
ライム	2	1		1.5			
その他のかんきつ類果実	2	1		1.5			
りんご	2	2	○	1.5			
日本なし	2	2	○	1.5			
西洋なし	2	2	○	1.5			
マルメロ	2	2		1.5			
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	2	2		1.5			

農薬名　メフェントリフルコナゾール

（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
もも(果皮及び種子を含む。)	2	2	○	2			
ネクタリン	2	2	○	2			
あんず(アプリコットを含む。)	2	2		2			
すもも(プルーンを含む。)	2	2		1.5			
うめ	2	2	○	2			
おうとう(チェリーを含む。)	5	4	○	5			
いちご	4	2	申	2			0.762,1.17,1.21
ラズベリー	3	3		3			
ブラックベリー	3	3		3			
ブルーベリー	5	5		5			
クランベリー	5	5		2	5	米国	【0.06～3.16(n=9)(米国ブルーベリー)】
ハックルベリー	5	5		5			
その他のベリー類果実	5	5		5			
ぶどう	3	3	○	2			0.574,1.24(#)(大粒ぶどう) 0.802,1.5(#)(小粒ぶどう)
バナナ	2	2			1.5	米国	【0.026～0.74(n=10)(#)(袋なし)(ブラジル、コロンビア、エクアドル)】
パパイヤ	0.5			0.5			
アボカド	1			1			
マンゴー	0.6			0.6			
パッションフルーツ		2					
その他の果実	3	2	IT	1.5	3	EU	【0.20～1.40(n=8)(EUオリーブ)】
ひまわりの種子	0.2	0.2		0.15			
ごまの種子	1	1		1			
べにばなの種子	0.2	0.2		0.15			
綿実	0.2	0.2		0.2			
なたね	1	1		1			
その他のオイルシード	1	1		1			
ぎんなん	0.06			0.06			
くり	0.06	0.06		0.06			
ペカン	0.06	0.06		0.06			
アーモンド	0.06	0.06		0.06			
くるみ	0.06	0.06		0.06			
その他のナッツ類	0.06	0.06		0.06			
コーヒー豆	0.4	0.4		0.4			
ホップ	15		IT		15	EU	【3.2～5.0(n=4)(EU)】
その他のスパイス	5	1		5			
その他のハーブ	30	30		4	30	米国	【クレソン参照】
牛の筋肉	0.2	0.2		0.15 §			※1
豚の筋肉	0.2	0.01		0.15 §			※1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2		0.15 §			※1

農薬名　メフェントリフルコナゾール

（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
牛の脂肪	2	1		1.5§			※1
豚の脂肪	2	0.02		1.5§			※1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2	1		1.5§			※1
牛の肝臓	2	2		2§			※1
豚の肝臓	2	0.03		2§			※1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2	2		2§			※1
牛の腎臓	2	2		2§	1.5	米国	【推:1.614(米国牛の肝臓)】
豚の腎臓	1	0.03		2§			※1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	2		2§			【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	2	2		2§			※1
豚の食用部分	2	0.03		2§			※1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2	2		2§			※1
乳	0.2	0.2		0.1§	0.15	米国	【推:0.074(米国)】
鶏の筋肉	0.03	0.02		0.03§			※1
その他の家きんの筋肉	0.03	0.02		0.03§			※1
鶏の脂肪	0.2	0.02		0.2§			※1
その他の家きんの脂肪	0.2	0.02		0.2§			※1
鶏の肝臓	0.2	0.02		0.7§			※1
その他の家きんの肝臓	0.2	0.02		0.7§			※1
鶏の腎臓	0.2	0.02		0.7§			※1
その他の家きんの腎臓	0.2	0.02		0.7§			※1
鶏の食用部分	0.2	0.02		0.7§			※1
その他の家きんの食用部分	0.2	0.02		0.7§			※1
鶏の卵	0.04	0.01		0.04§			※1
その他の家きんの卵	0.04	0.01		0.04§			※1
はちみつ	0.05	0.05					※2
トマト(乾燥させたもの)				7			※3
とうがらし(乾燥させたもの)				15			※3
すもも(乾燥させたもの)				7			※3

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するようインポートトレランス申請されたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

推:推定される残留濃度

§:規制対象はメフェントリフルコナゾールとその抱合体を含む

※1)国内及び米国の規制対象は畜産物にあってはメフェントリフルコナゾール(遊離体)とされているのに対し、国際基準の規制対象はメフェントリフルコナゾール(抱合体を含む。)とされている。これらを踏まえ、国際基準を参照する食品については、JMPRの評価書(2022年)より換算係数を引用し、国際基準の値に換算係数を除してそれぞれの基準値を算出した。各換算係数は以下のとおり。
牛については筋肉、脂肪及び乳が1、肝臓が1.1、腎臓が1.6並びに鶏及びその他の家きんについては筋肉、脂肪及び卵が1、肝臓が4.5。なお、豚及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の換算係数は牛の換算係数を用いた。

※2)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※3)加工食品である「トマト(乾燥させたもの)」、「とうがらし(乾燥させたもの)」及び「すもも(乾燥させたもの)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。なお、本物質について、JMPRはトマト(乾燥させたもの)、とうがらし(乾燥させたもの)及びすもも(乾燥させたもの)の加工係数を9.17、10及び4.1と算出している。

答申（案）　（別紙2）

メフェントリフルコナゾールについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

メフェントリフルコナゾール

今回残留基準を設定する「メフェントリフルコナゾール」の規制対象は、メフェントリフルコナゾールとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	2
小麦	0.4
大麦	4
ライ麦	4
とうもろこし	0.04
そば	4
その他の穀類[注1)]	4
大豆	0.4
小豆類[注2)]	2
えんどう	0.2
そら豆	0.2
らっかせい	0.01
その他の豆類[注3)]	0.2
ばれいしょ	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05
かんしょ	0.05
やまいも（長いもをいう。）	0.05
こんにゃくいも	0.05
その他のいも類[注4)]	0.05
てんさい	0.6
さとうきび	2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.7
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	20
かぶ類の根	0.7
かぶ類の葉	20
西洋わさび	0.7
クレソン	30

食品名	残留基準値 ppm
その他のあぶらな科野菜[注5)]	30
ごぼう	0.7
サルシフィー	0.7
チコリ	20
エンダイブ	30
しゅんぎく	30
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	30
その他のきく科野菜[注6)]	30
たまねぎ	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	4
にんにく	0.2
にら	4
わけぎ	4
その他のゆり科野菜[注7)]	4
にんじん	0.7
パースニップ	0.7
パセリ	30
その他のせり科野菜[注8)]	30
トマト	1
ピーマン	2
なす	2
その他のなす科野菜[注9)]	4
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.4
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5
しろうり	0.5
すいか（果皮を含む。）	0.5
メロン類果実（果皮を含む。）	0.8
まくわうり（果皮を含む。）	0.5
その他のうり科野菜[注10)]	0.5
ほうれんそう	30
オクラ	0.9
しょうが	0.04
未成熟えんどう	0.2
未成熟いんげん	0.2

食品名	残留基準値 ppm
えだまめ	0.2
その他の野菜[注11)]	30
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	0.5
レモン	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1
グレープフルーツ	0.5
ライム	2
その他のかんきつ類果実[注12)]	2
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
マルメロ	2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	2
もも（果皮及び種子を含む。）	2
ネクタリン	2
あんず（アプリコットを含む。）	2
すもも（プルーンを含む。）	2
うめ	2
おうとう（チェリーを含む。）	5
いちご	4
ラズベリー	3
ブラックベリー	3
ブルーベリー	5
クランベリー	5
ハックルベリー	5
その他のベリー類果実[注13)]	5
ぶどう	3
バナナ	2
パパイヤ	0.5
アボカド	1
マンゴー	0.6
その他の果実[注14)]	3
ひまわりの種子	0.2
ごまの種子	1

食品名	残留基準値 ppm
べにばなの種子	0.2
綿実	0.2
なたね	1
その他のオイルシード[注15)]	1
ぎんなん	0.06
くり	0.06
ペカン	0.06
アーモンド	0.06
くるみ	0.06
その他のナッツ類[注16)]	0.06
コーヒー豆	0.4
ホップ	15
その他のスパイス[注17)]	5
その他のハーブ[注18)]	30
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物[注19)] の筋肉	0.2
牛の脂肪	2
豚の脂肪	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2
牛の肝臓	2
豚の肝臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2
牛の腎臓	2
豚の腎臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2
牛の食用部分[注20)]	2
豚の食用部分	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2
乳	0.2
鶏の筋肉	0.03
その他の家きん[注21)] の筋肉	0.03
鶏の脂肪	0.2

食品名	残留基準値 ppm
その他の家きんの脂肪	0.2
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.2 0.2
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.2 0.2
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.2 0.2
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.04 0.04
はちみつ	0.05

注1）「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2）「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3）「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4）「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注5）「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6）「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注7）「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注8）「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9）「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注10）「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注11）「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注12）「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注13）「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注14）「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注15）「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注16）「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注17）「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注18）「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注19）「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注20）「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注21）「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注1）「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2）「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3）「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注4）「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注5）「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注6）「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注7）「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8）「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注9）「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注10）「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注11）「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注12）「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注13）「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注14）「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注15）「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注16）「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注17）「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注18）「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注19）「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。